

農 政 部 会

議 事 録

日 時：平成29年 5月 19日（金）午前10時

場 所：合同庁舎 4階 大会議室

議 題

第1号議案 新農業委員・推進委員の選任について

第2号議案 坂出農業振興地域整備計画変更の事前
協議について

そ の 他

坂出市農業委員会

出席委員 17 名

1番	井上	雅史	22番	中村	一信
2番	木下	得代	23番	北山	定男
3番	寺嶋	秀行	26番	大原	眞路(農地部会長)
6番	松下	良夫(農政部会長)	28番	東山	光徳
11番	細谷	秀樹	29番	中村	康男(会長職務代理)
13番	平田	忠司	30番	藤本	俊彦
14番	若谷	修治 (遅れて出席)			
18番	平田	正幸(会長)			
19番	大林	正利			
20番	大西	和男(農地部会長職務代理)			
21番	新谷	豊敏(会長職務代理)			

欠席委員 なし

事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	藤井	良清
事務局次長	岡崎	伸一郎
書記	田路	幸子

【事務局長】

おはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまより5月の農政部会を開催いたします。現在17名中、16名の出席をいただいておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部会長にお願いしたいと存じます。

松下部会長よろしく申し上げます。

『部会長』

おはようございます。大変過ごしやすい時期になってまいりましたが、委員の皆さんにはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは第1号議案、『新農業委員・推進委員の選任』についてを議題に供します。事務局に説明を求めます。

【事務局長】

先月の農政部会において、3月に募集いたしました農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況についてご報告したところでございますが、その際農業委員については18人の定数に対し19人の推薦があり、推進委員については19人の定数に対しちょうど19人の推薦がございました。

そのため農業委員については候補者を評価選考して18人を選出する必要がありましたことから、5月15日(月)に「坂出市農業委員候補者評価委員会」を開催いたしまして審査を行いました。

審査の結果、19人とも農業に関する識見や意欲に関しては甲乙付け難く、地域性なども考慮するなかで異なる団体から同一地域で推薦を受けて出て来られているお二人のくじによる抽選により、1名を選出して評価委員会の選考結果とすることとなり、翌16日(火)の午前中に候補者お二人に選考方法についてご納得いただいた上で、平田会長と中村会長職務代理に立会をお願いした中、くじによる抽選を行いました。

その結果1ページに記載しております18人の方が農業委員予定者として評価委員会の選考を得ましたので報告いたします。

今後この18人の方が、6月議会で議会の同意を得て7月からの新委員に就任していただく見込みです。

また2ページの最適化推進委員予定者19人の方は新農業委員の体制発足後に農業委員会より推進委員の委嘱を行う予定です。今予定しておりますのは、農業委員の就任委嘱式(7月20日)の翌日の21日に委嘱を行う予定です。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。 第1号議案『新農業委員・推進委員の選任』について なにかご意見・ご質問はございませんか。

《異議なしの声あり》

『部会長』

特にご異議もないようですので、第1号議案 『新農業委員・推進委員の選任』についての審議は、以上で終了させていただきます。

続いて第2号議案、『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』についてを議題に供します。 事務局に説明を求めます。

【事務局長】

農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地からの除外申請が今月1件、坂出市に提出され、農業委員会の意見を求められております。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。 第2号議案『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』について なにかご意見・ご質問はございませんか。

『中村一信委員』

申請地の北側の道路は、利用計画図を見ると「北側一方後退済」となっておりますが、この申請地に家を建てるとなると南側の申請地も後退しなくてはならないものではないのでしょうか。西側は幅広い道路のようですが北側

の面に関してどういう判断でしょうか。

【事務局長】

こちらは平面図になっているため分かりづらいですが、申請地と北側の農道（法第42条2項道路）の間に水路がございます。水路と道路には高低差がございまして、水路の北側に擁壁があり道路が申請地より高くなっている状況にあり道路後退は難しいかと思われます。

『中村一信委員』

今まで何メートルの道路が確保されているのでしょうか。

【事務局長】

図面に幅員は載っておりませんが、建築基準法上の建築できる幅員は確保できているものと思われます。

【藤井事務局長補佐】

補足させていただきます。通常片側に川などがあった場合に両方後退できない場合は片側だけで後退する場合があります。今回の場合ここに農地転用で家を建てて良いかどうかの判断であり、建築基準法上の規制はそちらの方で申請をいただくようになるので、その際に後退が必要かどうかは担当課から指導があると思います。

『中村一信委員』

西側の道路は松山土地改良区の農道のようなのですが、市道に面してなくても農道でも幅が広がったら建築できるということですか。

【藤井事務局長補佐】

松山土地改良区の道路ではありますが、確認して42条2項道路ということで、家が建つ道路に接しているということなので可能です。

『部会長』

他に何かないですか。

『部会長』

別にないようですので、第2号議案『坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議』についての審議は、これで終了します。

農用地からの除外申請 1件について、除外はやむを得ないものとして坂出市に回答する事といたします。

『部会長』

以上で審議案件は終了しました。 その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

【事務局長】

○通常総会 5/31(水)13:30～ 欠席される方は委任状の提出を

以上です。

『部会長』

それでは、これをもちまして5月の農政部会を閉会致します。
ご審議をいただき、ありがとうございました。

10:13 終了